チェック しなくちゃ。 最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります！

岩手県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

762円

24円 UP

最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/

WEBで確認！
最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは
岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ
岩手労働局ホームページアドレス　https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金制度って何？

☑ 働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

チェックの方法は？

☑ チェックしたい賃金（※1）を時間額にして、
最低賃金額（※2）（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※3）

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額（時間額） 円					
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額（時間額） 円	
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額（時間額） 円	

4 上記 1,2,3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

❶ 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合　日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額
（※3）詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

☑ 生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ 業務改善助成金 検索　業務改善助成金 https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/

専門家による無料相談を実施しています

☑ 賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
働き方改革推進支援センター https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（H30.9）